車検専用定期積金「みどりしんきん車検プラス」

（２０２６年１０月１日現在）

１．商 品 名（愛称）		○スーパー積金　車検専用定期積金　愛称：「みどりしんきん車検プラス」
２．販売対象		○個人および個人事業主のお客様（１台１口座のみ） ※車検費用等の自家用車に係る資金を必要とする方に限ります。
３．取扱期間		○期間の定めはありません。
４．期間		○１年～３年 ※車検月の１カ月前を満期日として設定します。
５．払　　込		
	（１）払込方法	○契約期間中毎月１回、所定の払込日に掛金の払込みができます。
	（２）払込金額	○５，０００円以上２万円以下
	（３）払込単位	○１，０００円単位
６．預入形態		○証書形式
７．払戻方法		○満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
８．付加できる特約事項等		○普通預金等からの自動振替による掛金の払込みも可能です。
９．利　息（給付補てん金）		
	（１）適用金利	○固定金利 ○契約時の店頭表示金利に年０．１０％を上乗せした金利を約定利率として満期日まで適用します。
	（２）給付補てん金の支払方法	○給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
	（３）計算方法	○給付補てん金は付利単位を１円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
１０．税　　金		○給付補てん金には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （マル優はご利用できません。） ※２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
１１．手 数 料		―――
１２．中途解約時の取扱い		○この積金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、下記の期限前解約利率（小数点第３位以下切捨て）により利息相当額を計算し、この積金の掛込相当額とともに支払います。 ・初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日の普通預金利率 ・初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 解約日の普通預金利率を下限とし、約定利率×６０％

１３．金利情報の入手方法	○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。
１４．苦情処理措置 ・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、フリーダイヤル：０１２０－３０１－８６５）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
１５．その他参考となる事項	○払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（年３６５日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ○満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。）